

厚木市公民館整備基準

(趣旨)

第1条 この基準は、厚木市住みよいまちづくり条例(平成15年厚木市条例第6号)第36条第6号及び厚木市住みよいまちづくり条例施行規則(平成15年厚木市規則第53号)第33条第6号の規定に基づき、公民館整備について必要な事項を定めるものとする。

(立地の条件)

第2条 事業者が確保する公民館用地(以下「用地」という。)の立地の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 用地は、整形で平坦な土地とし、神奈川県建築基準条例(昭和35年神奈川県条例第28号)に規定する興行場等としての接道要件を確保すること。

(2) 開発区域内に確保することを原則とし、開発区域内に確保することが著しく困難又は不相当と認められる場合には、厚木市教育委員会と協議をすること。

(用地の面積)

第3条 事業者が確保する用地の面積は、3,000㎡以上とする。

2 前項の面積については、厚木市教育委員会と協議し、決定するものとする。

(その他)

第4条 事業者は、前2条に定めるもののほか、必要な事項について、厚木市教育委員会と協議をするものとする。

附 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。